

# 板橋区営住宅等及び改良住宅施設指定管理者評価委員会設置要綱

## (目的)

第1条 板橋区営住宅等（東京都板橋区営住宅条例第3条の2に規定する区営住宅等をいう。以下同じ。）及び改良住宅施設（東京都板橋区改良住宅条例施行規則第46条1項1号に規定する改良住宅施設をいう。以下同じ。）の管理を行なう指定管理者の業務に関し、効率的な運営やサービス水準の維持・向上、指定管理者制度導入目的等に則り、適切に運営されているかをモニタリングし、客観的に評価・検証（以下「評価等」という。）を行ない、その結果を区営住宅等及び改良住宅施設の管理運営に反映させていくため、板橋区営住宅等及び改良住宅施設指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し必要な事項を定める。

## (組織及び委員の構成)

第2条 評価委員会は、6人以内で組織し、次に掲げる者につき区長が委嘱又は任命する。

- (1) 都市整備部長
- (2) 都市計画課長
- (3) 住宅政策課長
- (4) 学識経験者
- (5) 区営住宅居住者代表
- (6) 改良住宅居住者代表

2 評価委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、評価委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長が予め指名した者がその職務を代理する。

5 評価委員会の委員は、指定管理者選定委員会委員を兼ねることができる。

6 委員の任期は、委嘱又は任命した日から当該年度内において評価等が終了するまでとする。

## (委員会)

第3条 評価委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員定数の半数以上の出席がなければ評価委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を評価委員会に出席させることができる。

(所管事務)

第3条 評価委員会は、次に掲げる事項について会議し、これらに関して必要と認める事項を区長に報告する。

- (1) 指定管理者が行なう管理業務に対する評価等に関する事項
- (2) 指定管理者が行なう管理業務に対する改善点に関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、指定管理者の評価等に関して必要と認める事項

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 評価委員会の庶務は、都市整備部住宅政策課が処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成21年10月30日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。